

別記（第 17 関係）

特約条項

（契約の保証）

第 1 条 約款第 4 条(A)第 2 項中「10 分の 1 以上」とあるのは「10 分の 3 以上」とする。

2 約款第 4 条(A)第 5 項中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」とする。

（違約金）

第 2 条 約款第 48 条第 2 項中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」とする。